

とちぎ福祉プラザ利用許可基準

次に該当する場合については利用の許可をしませんので、ご注意ください

- 1 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 2 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 3 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 5 政治団体・グループまたはそれを目的としての利用
- 6 布教を目的としての利用
- 7 商品の販売（原則としてとちぎ福祉プラザ内での現金の授受は不可）
- 8 団体・グループ等への勧誘を目的とした利用
- 9 パーティ等飲食のみを目的とした利用
- 10 マルチ商法や靈感商法など不当な利益を目的としている団体・会社・個人の利用
- 11 衛生上支障があるとき。
- 12 多目的ホールの楽器の演奏、歌唱等の出音を伴う利用で、ホワイエから多目的ホールへの入口内側における最大音量が80デシベルを超えるもの（詳細は別に定める。）
- 13 その他のプラザの管理上支障があると認められるとき。
 - ① 設備の点検、修理の場合
 - ② 駐車場が不足する場合
 - ③ 多目的ホール、レクリエーション室での飲食

多目的ホールの出音を伴う利用の許可基準

平成28年4月1日

とちぎ福祉プラザ指定管理者
(福)栃木県社会福祉協議会

多目的ホールの楽器の演奏、歌唱等の出音を伴う利用については、他の会議室の利用や入居団体の執務に支障が生じるおそれがあることから、次のとおり、ホワイエから多目的ホールへの入口内側における最大音量が80デシベルを超えるものは許可しないものとする。

- 1 音響機器は使用しないが、太鼓、ドラム(を含んだバンド)、吹奏楽、合唱、コンサート等大音量が予想されると指定管理者が判断し、音源の最大音量の測定を指示したものについては、利用しようとする者において最大音量を測定し、測定値から推計したホワイエから多目的ホールへの入口内側における最大音量が80デシベルを超えるものは許可しないものとする。

なお、利用しようとする者における最大音量の測定は、音源の音量の測定であるため、練習場所等他の場所での測定で差し支えないが、測定条件として、使用する楽器、楽器数、演奏者数、合唱者数、曲等を多目的ホールを利用する場合と同じくして測定するものとする。

(参考)

- ・ ステージにおける音源の音量が106デシベル前後のとき、ホワイエから多目的ホールへの入口内側(ステージから約20m)における音量は80デシベルとなる。
 - ・ 一般的に太鼓、ドラムの音量は音源で130デシベル、吹奏楽の音量は音源から20m離れた地点で100デシベルと言われている。
- 合唱の音量は人数次第、コンサートの音量は楽器構成、楽器数次第である。

- 2 ホール備付け、持込みの音響機器を使用するものについては、利用しようとする者はホワイエから多目的ホールへの入口内側における最大音量が80デシベルを超えないよう音響機器を調節・設定して利用しなければならないものとする。

なお、この音響機器の調節・設定は、ホール利用日当日の利用前に指定管理者の立会、音量計の使用のもと行うものとする。

また、この制限値の超過があった場合には、次回以降の許可はしないものとする。